

事業評価シート

担当課・室長：環境保全対策課長

事業名	自然資源保全・管理への取組
上位施策名	国際的取組に係る施策
1 事業の概要	<p>世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極の環境の保護に関し、それぞれの国際的枠組みの遵守を図るほか、自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、国際的枠組みの発展に向けて貢献する。具体的には、主に以下の施策を実施する。</p> <p>世界の森林の保全と持続可能な経営のための手続調査及び国連森林フォーラム等への参加、貢献</p> <p>砂漠化対処条約に基づく諸活動の実施支援等</p> <p>南極環境保護議定書及び国内担保法に基づく施策の遂行</p>
2 進捗状況	<p>世界的な森林の保全のための手法調査</p> <p>国際的な議論に貢献するため、森林保護地域の設定、管理手法策定のための調査を実施したほか、森林保護に関する国際ワークショップを開催。</p> <p>国連森林フォーラム等への参加、貢献</p> <p>国連持続可能な開発委員会(CSD)の下に設置された「森林に関する政府間フォーラム(IFF)」、IFFの成果を踏まえて設置された「国連森林フォーラム(UNFF)」等に参加し、国際的枠組みづくりや行動計画の策定に貢献した。</p> <p>砂漠化対処条約に基づく諸活動の実施支援等</p> <p>砂漠化対処条約に基づく早期警戒体制のアドホックパネルの我が国での開催、アジア地域のネットワークづくりへの貢献等、砂漠化対処条約のプロジェクト推進を支援。</p> <p>砂漠化への対処に係る国内検討会での検討を踏まえ、砂漠化対処条約科学技術委員会へ貢献。</p> <p>環境事業団の地球環境基金等を活用し、砂漠化防止に関する環境NGOの活動を支援。</p> <p>南極環境保護議定書及び国内担保法に基づく施策の遂行平成9年に「環境保護に関する南極条約議定書」の国内担保法である「南極地域の環境の保護に関する法律」を制定。</p> <p>議定書を我が国として遵守するため、国内担保法に基づき、環境影響評価技術指針の作成、審査委員会の開催、普及啓発用パンフレットの作成等を実施。</p>
3 評価	<p>世界の森林の保全と持続可能な経営に関しては、国際的な枠組みづくりの会議へ参加し、貢献に努めてきたものの、環境省としてのポジション、政策が必ずしも明確に示されていない。環境省として、世界的な森林の保全に向けて主として貢献すべき分野及び具体的な貢献策を早急に特定し、実施することが必要。</p> <p>砂漠化対処については、これまで砂漠化対処条約に基づくプロジェクトの</p>

	<p>支援、同条約科学技術委員会への貢献等により、一定の成果を挙げてきた。しかしながら、それらは一部の活動への貢献にとどまり、砂漠化問題の解決に向けた総合的なアプローチとはなっていない。今後、速やかに条約事務局等との連携の下、砂漠化問題の解決に向けた総合的な国際戦略及び我が国としての貢献のあり方に関する検討を進める必要がある。</p> <p>南極の環境の保護については、南極環境保護議定書及びその国内担保法の着実な施行を図ってきたところであり、引き続きその施行を推進する。</p>
<p>4 予算事項名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林保護地域の管理・設定手法策定調査費 ・ 砂漠化防止対策推進支援調査費 ・ 砂漠化防止対策モデル事業調査費 ・ アジア地域の砂漠化対策ネットワーク整備費 ・ 地球規模の自然資源劣化対策検討調査経費 ・ 南極地域自然環境保全対策費
<p>5 対応副施策等</p>	